

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月18日

【四半期会計期間】 第192期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社福井銀行

【英訳名】 The Fukui Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役頭取 伊東忠昭

【本店の所在の場所】 福井市順化1丁目1番1号

【電話番号】 (0776)24-2030(代)

【事務連絡者氏名】 経営管理グループマネージャー 田中幸治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町1丁目8番8号
株式会社福井銀行東京事務所

【電話番号】 (03)3253-2852

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 東山清和

【縦覧に供する場所】 株式会社福井銀行金沢支店
(金沢市広岡3丁目1番1号)

株式会社福井銀行東京支店
(東京都千代田区鍛冶町1丁目8番8号)

株式会社福井銀行大阪支店
(大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定に基づく縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,516	23,849	25,894	49,867	46,820
連結経常利益	百万円	5,675	6,501	9,182	10,358	9,859
連結中間純利益	百万円	3,360	3,269	7,112		
連結当期純利益	百万円				6,449	6,315
連結中間包括利益	百万円		5,572	8,545		
連結包括利益	百万円					5,799
連結純資産額	百万円	106,560	114,471	120,364	109,715	113,890
連結総資産額	百万円	2,109,396	2,102,411	2,157,139	2,186,221	2,134,875
1株当たり純資産額	円	380.15	411.99	445.88	392.64	409.73
1株当たり中間純利益金額	円	13.81	13.43	29.64		
1株当たり当期純利益金額	円				26.51	25.94
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円			29.63		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	4.38	4.77	4.91	4.37	4.67
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.66	13.10	12.63	12.31	12.59
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,723	31,208	37,497	117,646	32,476
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	21,821	31,836	35,502	53,435	85,316
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	812	816	2,081	1,566	11,624
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	30,999	33,696	33,004	97,560	33,097
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数]	人	1,367 [642]	1,386 [571]	1,394 [550]	1,316 [647]	1,358 [580]

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 3 平成22年度以前の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時雇用者数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第190期中	第191期中	第192期中	第190期	第191期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	21,094	19,868	21,983	41,452	38,977
経常利益	百万円	4,823	5,895	8,312	8,994	9,210
中間純利益	百万円	2,983	3,067	6,949		
当期純利益	百万円				5,937	6,173
資本金	百万円	17,965	17,965	17,965	17,965	17,965
発行済株式総数	千株	243,446	243,446	243,446	243,446	243,446
純資産額	百万円	89,766	97,238	102,831	92,736	96,743
総資産額	百万円	2,105,567	2,098,477	2,152,830	2,181,747	2,131,340
預金残高	百万円	1,851,425	1,864,242	1,909,082	1,945,328	1,915,549
貸出金残高	百万円	1,484,982	1,393,660	1,427,190	1,447,482	1,405,346
有価証券残高	百万円	460,953	528,288	611,254	493,863	574,947
1株当たり中間純利益金額	円	12.26	12.60	28.96		
1株当たり当期純利益金額	円				24.40	25.35
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円			28.95		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	4.26	4.63	4.77	4.25	4.53
単体自己資本比率(国内基準)	%	11.28	12.66	12.17	11.91	12.15
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	1,208 [452]	1,246 [388]	1,257 [362]	1,169 [455]	1,221 [393]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成23年3月以前の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 5 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時雇用者数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国の経済状況を顧みますと、景気は、3月の東日本大震災の影響により急速に悪化したものの、持ち直しに転じています。企業の業況判断も、改善してきていますが、中小企業においては先行きに慎重な見方となっています。景気の先行きについては、サプライチェーンの立て直しや各種政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されます。ただし、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、円高の進行、海外景気の回復ペースの鈍化など輸出環境が悪化しつつあり、不透明感が高まっています。

一方、県内経済を見ますと、個人消費は、乗用車販売におけるエコカー補助金に伴う駆け込み需要の反動減はあったものの、クールライフ関連商品の販売増加、アナログ放送終了に伴う駆け込み需要や扇風機等の季節商品の販売増加等震災の影響が和らぐ中、震災前の状況に回復しつつあります。県内企業の設備投資計画（平成23年6月短観調査）をみますと、内需関連企業を中心に非製造業では慎重な先が多い反面、輸出関連企業を中心に製造業では緩やかに持ち直しています。景気の先行きについては、持ち直しの動きが続くことが予想されますが、電力制約や海外経済、為替相場の動向など不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当第2四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

当第2四半期連結累計期間末の連結財政状態につきましては、総資産は前連結会計年度末比222億円増加し、2兆1,571億円、純資産は前連結会計年度末比64億円増加し、1,203億円となりました。

主要勘定につきましては、貸出金は事業性貸出金及び地方公共団体向け貸出金が増加したことから、前連結会計年度末比226億円増加し、1兆4,150億円となりました。譲渡性預金を含めた預金等は公金預金が増加したことから、前連結会計年度末比122億円増加し、1兆9,752億円となりました。また、有価証券は、前連結会計年度末比363億円増加し、6,108億円となりました。

当第2四半期連結累計期間の連結経営成績につきましては、経常収益は「金融商品会計に関する実務指針」の改正に伴い第1四半期から貸倒引当金戻入益及び償却債権取立益が特別利益からその他経常収益に計上されることになったことから、前年同期比20億44百万円増加し、258億94百万円となりました。また、経常費用は、預金等利息及び不良債権処理額が減少したことから、前年同期比6億36百万円減少し、167億11百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比26億81百万円増加し、91億82百万円となり、中間純利益は前年同期比38億42百万円増加し、71億12百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の報告セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益は前年同期比21億43百万円増加して、224億94百万円、セグメント利益は前年同期比26億22百万円増加して86億80百万円となりました。「リース業」の経常収益は前年同期比86百万円減少して、37億37百万円、セグメント利益は前年同期比10百万円増加して2億20百万円となりました。報告セグメント以外の「その他」の経常収益は前年同期比69百万円増加して、5億57百万円、セグメント利益は前年同期比18百万円増加して2億57百万円となりました。なお、それぞれの計数にはセグメント間の内部取引を含んでおりません。

国内業務・国際業務部門別収支

資金運用収支は、資金運用収益が157億11百万円、資金調達費用が7億25百万円で149億86百万円の利益となりました。役務取引等収支は、役務取引等収益が34億29百万円、役務取引等費用が10億58百万円で23億71百万円の利益となりました。その他業務収支は、その他業務収益が40億16百万円、その他業務費用が30億76百万円で9億39百万円の利益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	14,746	283		15,029
	当第2四半期連結累計期間	14,719	266		14,986
うち 資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	15,939	333	36	16,235
	当第2四半期連結累計期間	15,429	302	20	15,711
うち 資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,192	49	36	1,206
	当第2四半期連結累計期間	710	35	20	725
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,302	43		2,345
	当第2四半期連結累計期間	2,323	47		2,371
うち 役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,323	60		3,384
	当第2四半期連結累計期間	3,365	64		3,429
うち 役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,021	16		1,038
	当第2四半期連結累計期間	1,042	16		1,058
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	443	131		575
	当第2四半期連結累計期間	818	121		939
うち その他業務収益	前第2四半期連結累計期間	3,622	131		3,754
	当第2四半期連結累計期間	3,895	121		4,016
うち その他業務費用	前第2四半期連結累計期間	3,178			3,178
	当第2四半期連結累計期間	3,076			3,076

- (注) 1 国内業務部門は当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。
- 3 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、当行の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、34億29百万円となり、役務取引等費用は10億58百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,323	60	3,384
	当第2四半期連結累計期間	3,365	64	3,429
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	777	0	777
	当第2四半期連結累計期間	800	0	800
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,226	55	1,281
	当第2四半期連結累計期間	1,198	57	1,255
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	378		378
	当第2四半期連結累計期間	350		350
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	124		124
	当第2四半期連結累計期間	108		108
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	328	5	333
	当第2四半期連結累計期間	345	6	352
うち保険販売業務	前第2四半期連結累計期間	165		165
	当第2四半期連結累計期間	235		235
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,021	16	1,038
	当第2四半期連結累計期間	1,042	16	1,058
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	232	9	242
	当第2四半期連結累計期間	236	9	246

(注) 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内業務・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,845,922	16,414	1,862,337
	当第2四半期連結会計期間	1,890,813	16,727	1,907,541
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	912,288		912,288
	当第2四半期連結会計期間	961,863		961,863
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	929,288		929,288
	当第2四半期連結会計期間	923,842		923,842
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,345	16,414	20,760
	当第2四半期連結会計期間	5,107	16,727	21,834
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	56,441		56,441
	当第2四半期連結会計期間	67,668		67,668
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,902,364	16,414	1,918,779
	当第2四半期連結会計期間	1,958,481	16,727	1,975,209

(注) 1 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内業務・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,377,540	100.00	1,410,972	100.00
製造業	217,490	15.79	223,526	15.84
農業、林業	1,465	0.11	1,194	0.09
漁業	50	0.01	36	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1,477	0.11	3,235	0.23
建設業	67,822	4.92	63,245	4.48
電気・ガス・熱供給・水道業	7,186	0.52	13,160	0.93
情報通信業	9,906	0.72	8,367	0.59
運輸業、郵便業	36,598	2.66	33,678	2.39
卸売業、小売業	171,623	12.46	176,110	12.48
金融業、保険業	38,331	2.78	32,975	2.34
不動産業、物品賃貸業	134,629	9.77	129,691	9.19
その他サービス業	95,510	6.93	92,373	6.55
地方公共団体	147,037	10.67	200,094	14.18
その他	448,408	32.55	433,281	30.71
国際業務部門	2,592	100.00	4,087	100.00
政府等				
金融機関				
その他	2,592	100.00	4,087	100.00
合計	1,380,133		1,415,060	

(注) 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローは営業活動により374億97百万円増加し、投資活動により355億2百万円減少し、財務活動により20億81百万円減少し、この結果、現金及び現金同等物は93百万円の減少となり、第2四半期末残高は330億4百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動においては、コールローン等の減少及び譲渡性預金の増加による収入が、貸出金の増加による支出を上回ったことを主因に、374億97百万円の収入となりました。また、前年同期比では、預金の増加、借入金の増加及びコールローン等の減少による収入の増加が貸出金の増加による支出の増加を上回ったことを主因に、687億5百万円の収入の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動においては、有価証券の取得による支出が有価証券の売却や償還による収入を上回ったことを主因に355億2百万円の支出となりました。また、前年同期比では、有価証券の取得による支出の増加が有価証券の売却や償還による収入の増加を上回ったことを主因に、36億65百万円の支出の増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動においては、自己株式の取得による支出及び少数株主への配当金の支払等により20億81百万円の支出となりました。また、前年同期比では、自己株式の取得による支出が増加したことなどから12億65百万円の支出の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	16,787	17,099	312
経費(除く臨時処理分)	9,810	10,060	250
人件費	4,713	4,896	183
物件費	4,543	4,647	103
税金	553	516	37
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	6,976	7,038	62
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,976	7,038	62
一般貸倒引当金繰入額	690		690
業務純益	7,666	7,038	627
うち債券関係損益	293	669	375
臨時損益	1,771	1,273	3,045
株式等関係損益	14	40	55
不良債権処理額	2,226	1,387	838
貸出金償却	810	1,205	395
個別貸倒引当金繰入額	1,347		1,347
偶発損失引当金繰入額等	68	181	112
その他の債権売却損等		0	0
貸倒引当金戻入益		1,403	1,403
償却債権取立益		810	810
その他臨時損益	469	406	62
経常利益	5,895	8,312	2,417
特別損益	130	1,254	1,384
うち固定資産処分損益	6	25	18
税引前中間純利益	6,025	7,058	1,032
法人税、住民税及び事業税	2,408	22	2,386
法人税等調整額	548	86	461
法人税等合計	2,957	109	2,848
中間純利益	3,067	6,949	3,881

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

7 偶発損失引当金繰入額等には、保証協会責任共有制度負担金を含んでおります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1)資金運用利回	1.55	1.48	0.07
(イ)貸出金利回	1.83	1.72	0.11
(ロ)有価証券利回	1.12	1.07	0.05
(2)資金調達原価	1.08	1.05	0.03
(イ)預金等利回	0.10	0.06	0.04
(ロ)外部負債利回	0.10	0.20	0.10
(3)総資金利鞘	0.47	0.43	0.04

(注) 1 「国内業務部門」とは円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除く円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	14.64	14.06	0.58
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	14.64	14.06	0.58
業務純益ベース	16.09	14.06	2.03
中間純利益ベース	6.44	13.88	7.44

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,864,242	1,909,082	44,839
預金(平残)	1,897,240	1,920,521	23,281
貸出金(未残)	1,393,660	1,427,190	33,529
貸出金(平残)	1,427,573	1,418,706	8,866

(2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,343,675	1,359,815	16,139
法人	520,566	549,267	28,700
合計	1,864,242	1,909,082	44,839

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	430,351	416,871	13,479
住宅ローン残高	415,770	403,643	12,127
その他ローン残高	14,580	13,228	1,352

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	875,111	848,612	26,499
総貸出金残高	百万円	1,393,660	1,427,190	33,529
中小企業等貸出金比率	/ %	62.79	59.46	3.33
中小企業等貸出先件数	件	69,069	66,328	2,741
総貸出先件数	件	69,424	66,680	2,744
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.48	99.47	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	5	83	2	4
信用状	114	704	97	614
保証	396	11,954	371	11,753
計	515	12,742	470	12,373

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	17,965	17,965
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	2,630	2,634
	利益剰余金	67,454	76,612
	自己株式()	5	1,280
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	680	667
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		9
	連結子法人等の少数株主持分	14,147	14,334
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	12,000	12,000
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 ()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	101,511	109,607
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,000	12,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	4,470	4,263
	一般貸倒引当金	6,307	4,983
	負債性資本調達手段等	20,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	20,000	10,000
	計	30,778	19,247
うち自己資本への算入額 (B)	30,778	19,247	
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	132,289	128,855
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	920,472	916,215
	オフ・バランス取引等項目	20,471	35,400
	信用リスク・アセットの額 (E)	940,943	951,615
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	68,212	67,928
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,456	5,434
	計(E) + (F) (H)	1,009,155	1,019,544
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)	13.10	12.63	
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100(%)	10.05	10.75	

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	17,965	17,965
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	2,614	2,614
	その他資本剰余金		3
	利益準備金	17,965	17,965
	その他利益剰余金	46,480	55,535
	その他	12,071	12,073
	自己株式()	5	1,280
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	680	667
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		9
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	96,411	104,219
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,000	12,000
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	12,000	12,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	4,470	4,263
	一般貸倒引当金	6,275	4,927
	負債性資本調達手段等	20,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2) うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	20,000	10,000
計	30,746	19,190	
うち自己資本への算入額 (B)	30,746	19,190	
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	127,158	123,410
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	919,083	913,779
	オフ・バランス取引等項目	20,471	35,400
	信用リスク・アセットの額 (E)	939,554	949,179
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	64,552	64,290
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,164	5,143
	計 (E) + (F) (H)	1,004,107	1,013,470
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)	12.66	12.17	
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100(%)	9.60	10.28	

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

()優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Fukui Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券（以下「本優先出資証券」という。）
償還期日	定めなし。 ただし、平成29年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行会社はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年3.32%（平成29年1月まで固定配当） 平成29年1月以降は変動配当
発行総額	120億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成18年12月21日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日（該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。）、ただし、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1)当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2)当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3)当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4)当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5)当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）、ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、(1)支払不能証明書が交付されていないこと、(2)分配制限に服すること、(3)当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、(4)当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14,171	16,018
危険債権	45,014	43,534
要管理債権	817	451
正常債権	1,357,869	1,390,116

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	565,647,320
計	565,647,320

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	243,446,697	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株
計	243,446,697	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月25日
新株予約権の数(個)	2,212個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	221,200株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成23年7月12日～平成53年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、割当日後、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調

整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の執行役の地位を喪失した日(執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日)の翌日から10日(10日目が休日に当たるとする場合は翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の権利行使の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件
前記(注2)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注2)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
当行は、以下イ、ロ又はハの議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ 当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日		243,446		17,965,476		2,614,261

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	13,865	5.69
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	9,860	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	7,662	3.14
福井銀行職員持株会	福井市順化1丁目1番1号	7,376	3.02
野村信託銀行株式会社(福井銀行職員持株会専用信託口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	5,731	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,398	2.21
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	4,551	1.86
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	3,535	1.45
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	3,277	1.34
轟産業株式会社	福井市毛矢3丁目2番4号	3,217	1.32
計		64,473	26.48

- (注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。
野村信託銀行株式会社(福井銀行職員持株会専用信託口) 5,731千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5,398千株
- 2 上記のうち、「野村信託銀行株式会社(福井銀行職員持株会専用信託口)」の所有する5,731千株については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表において、当行と職員持株会専用信託が一体であるとする会計処理に基づき、自己株式として計上しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 29,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 241,996,000	241,996	
単元未満株式	普通株式 1,421,697		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	243,446,697		
総株主の議決権		241,996	

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

- 2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式747株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福井銀行	福井市順化1丁目1番1号	29,000		29,000	0.01
計		29,000		29,000	0.01

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

退任取締役

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		清水 正一	平成23年7月31日

(2) 執行役の状況

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
常務執行役		清水 正一	平成23年7月31日

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	33,518	33,517
コールローン及び買入手形	71,054	33,464
買入金銭債権	1,953	1,736
商品有価証券	237	339
金銭の信託	4,202	4,731
有価証券	6, 11 574,577	6, 11 610,890
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,392,411	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,415,060
外国為替	5 5,339	5 5,405
その他資産	6 24,966	6 23,833
有形固定資産	8, 9 25,005	8, 9 23,466
無形固定資産	1,128	1,014
繰延税金資産	10,376	9,152
支払承諾見返	11 12,397	11 12,373
貸倒引当金	22,293	17,844
資産の部合計	2,134,875	2,157,139
負債の部		
預金	6 1,913,316	6 1,907,541
譲渡性預金	49,645	67,668
コールマネー及び売渡手形	-	1,149
借入金	6 3,729	6 6,086
外国為替	211	177
社債	10 10,000	10 10,000
その他負債	21,467	22,057
賞与引当金	210	221
役員賞与引当金	56	15
退職給付引当金	4,793	4,826
役員退職慰労引当金	292	-
睡眠預金払戻損失引当金	247	222
偶発損失引当金	412	473
再評価に係る繰延税金負債	8 4,205	8 3,962
支払承諾	11 12,397	11 12,373
負債の部合計	2,020,985	2,036,775
純資産の部		
資本金	17,965	17,965
資本剰余金	2,630	2,634
利益剰余金	69,902	76,612
自己株式	7	1,280
株主資本合計	90,490	95,931
その他有価証券評価差額金	3,529	4,538
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	8 5,718	8 5,512
その他の包括利益累計額合計	9,247	10,050
新株予約権	-	9
少数株主持分	14,151	14,372
純資産の部合計	113,890	120,364
負債及び純資産の部合計	2,134,875	2,157,139

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
経常収益	23,849	25,894
資金運用収益	16,235	15,711
(うち貸出金利息)	13,077	12,208
(うち有価証券利息配当金)	2,853	3,238
役務取引等収益	3,384	3,429
その他業務収益	3,754	4,016
その他経常収益	474	¹ 2,736
経常費用	17,348	16,711
資金調達費用	1,208	726
(うち預金利息)	989	608
役務取引等費用	1,038	1,058
その他業務費用	3,178	3,076
営業経費	10,175	10,356
その他経常費用	² 1,747	² 1,493
経常利益	6,501	9,182
特別利益	621	-
償却債権取立益	595	-
その他の特別利益	26	-
特別損失	472	1,254
固定資産処分損	6	25
減損損失	³ 465	³ 1,229
税金等調整前中間純利益	6,651	7,928
法人税、住民税及び事業税	2,720	274
法人税等調整額	406	118
法人税等合計	3,127	392
少数株主損益調整前中間純利益	3,523	7,535
少数株主利益	253	422
中間純利益	3,269	7,112

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,523	7,535
その他の包括利益	2,049	1,010
その他有価証券評価差額金	2,049	1,010
繰延ヘッジ損益	0	0
中間包括利益	5,572	8,545
親会社株主に係る中間包括利益	5,316	8,120
少数株主に係る中間包括利益	256	424

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,965	17,965
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	17,965	17,965
資本剰余金		
当期首残高	2,630	2,630
当中間期変動額		
自己株式の処分	-	3
当中間期変動額合計	-	3
当中間期末残高	2,630	2,634
利益剰余金		
当期首残高	64,726	69,902
当中間期変動額		
剰余金の配当	608	608
土地再評価差額金の取崩	66	206
中間純利益	3,269	7,112
当中間期変動額合計	2,727	6,709
当中間期末残高	67,454	76,612
自己株式		
当期首残高	2	7
当中間期変動額		
自己株式の取得	3	1,376
自己株式の処分	-	103
当中間期変動額合計	3	1,273
当中間期末残高	5	1,280
株主資本合計		
当期首残高	85,320	90,490
当中間期変動額		
剰余金の配当	608	608
土地再評価差額金の取崩	66	206
中間純利益	3,269	7,112
自己株式の取得	3	1,376
自己株式の処分	-	106
当中間期変動額合計	2,724	5,440
当中間期末残高	88,044	95,931

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,470	3,529
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,046	1,008
当中間期変動額合計	2,046	1,008
当中間期末残高	6,516	4,538
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	5,795	5,718
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	66	206
当中間期変動額合計	66	206
当中間期末残高	5,729	5,512
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,265	9,247
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,980	802
当中間期変動額合計	1,980	802
当中間期末残高	12,246	10,050
新株予約権		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	9
当中間期変動額合計	-	9
当中間期末残高	-	9
少数株主持分		
当期首残高	14,128	14,151
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	51	221
当中間期変動額合計	51	221
当中間期末残高	14,180	14,372

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
純資産合計		
当期首残高	109,715	113,890
当中間期変動額		
剰余金の配当	608	608
土地再評価差額金の取崩	66	206
中間純利益	3,269	7,112
自己株式の取得	3	1,376
自己株式の処分	-	106
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,032	1,033
当中間期変動額合計	4,756	6,473
当中間期末残高	114,471	120,364

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	6,651	7,928
減価償却費	756	663
減損損失	465	1,229
貸倒引当金の増減()	849	4,449
賞与引当金の増減額(は減少)	34	11
役員賞与引当金の増減額(は減少)	42	40
退職給付引当金の増減額(は減少)	74	32
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	20	292
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	11	25
偶発損失引当金の増減()	7	61
資金運用収益	16,235	15,711
資金調達費用	1,208	726
有価証券関係損益()	279	709
金銭の信託の運用損益(は運用益)	19	28
為替差損益(は益)	877	863
固定資産処分損益(は益)	6	25
貸出金の純増()減	53,242	22,649
預金の純増減()	80,626	5,774
譲渡性預金の純増減()	24,099	18,022
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	30,015	2,357
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	90	92
コールローン等の純増()減	345	37,807
コールマネー等の純増減()	-	1,149
商品有価証券の純増()減	607	101
外国為替(資産)の純増()減	2,645	65
外国為替(負債)の純増減()	157	34
リース債権及びリース投資資産の純増()減	567	79
資金運用による収入	16,565	15,922
資金調達による支出	1,378	1,030
その他	1,480	2,073
小計	29,159	37,946
法人税等の支払額	2,049	449
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,208	37,497

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	72,904	92,463
有価証券の売却による収入	21,257	35,178
有価証券の償還による収入	20,095	22,498
金銭の信託の増加による支出	-	500
有形固定資産の取得による支出	167	155
無形固定資産の取得による支出	118	60
有形固定資産の売却による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,836	35,502
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	608	608
少数株主への配当金の支払額	204	203
自己株式の取得による支出	3	1,376
自己株式の売却による収入	-	106
財務活動によるキャッシュ・フロー	816	2,081
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	6
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	63,863	93
現金及び現金同等物の期首残高	97,560	33,097
現金及び現金同等物の中間期末残高	33,696	33,004

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 連結子会社 7社 連結子会社名 福銀ビジネスサービス株式会社 福銀オフィスサービス株式会社 福井信用保証サービス株式会社 株式会社福銀リース 株式会社福井ディーシーカード 福井ネット株式会社 Fukui Preferred Capital Cayman Limited	
(2) 非連結子会社 該当ありません。	

2 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 7月24日 1社 9月末日 6社	
(2) 7月24日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。	

4 会計処理基準に関する事項

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産についても、主として当行と同様の基準で償却しております。 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,199百万円（前連結会計年度末は23,112百万円）であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>
<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>
<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、制度等で一定の事象に基づく損失負担が定められた債権について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建の資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(12) リース取引の処理方法 (借主側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸主側) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>
<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
<p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用について)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理について)

当行は、平成23年6月7日開催の取締役会において、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」という。)を導入を決議いたしました。

本プランは、「福井銀行職員持株会」(以下「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当行が信託銀行に「福井銀行職員持株会専用信託」(以下「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

当該株式の取得・処分については、当行が従持信託の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当行と従持信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、従持信託が所有する当行株式や従持信託の資産及び負債並びに収益及び費用についても中間連結財務諸表に含めて計上しております。なお、当中間連結会計期間末に従持信託が所有する当該株式数は5,731千株であります。

(役員退職慰労引当金の取崩しについて)

当行は、平成23年6月25日開催の報酬委員会において、役員退職慰労金規程の廃止及び退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、打ち切り支給分の役員退職慰労引当金312百万円を取崩し、「その他負債」に含めて表示しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)												
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,733百万円、延滞債権額は62,817百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は225百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は150百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,926百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,175百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">75,825百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">14,236百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券71,132百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は241百万円であります。</p>	有価証券	75,825百万円	預金	14,236百万円	借入金	3,000百万円	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,527百万円、延滞債権額は58,127百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は263百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は188百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,106百万円あります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,910百万円あります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">90,543百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">3,284百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">4,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券71,800百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は244百万円あります。</p>	有価証券	90,543百万円	預金	3,284百万円	借入金	4,200百万円
有価証券	75,825百万円												
預金	14,236百万円												
借入金	3,000百万円												
有価証券	90,543百万円												
預金	3,284百万円												
借入金	4,200百万円												

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、328,888百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが317,014百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,912百万円</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 23,666百万円</p> <p>10 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は8,674百万円であります。</p>	<p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、329,443百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが318,445百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 23,941百万円</p> <p>10 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は7,497百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																																																																			
<p>2 「その他経常費用」には、貸出金償却835百万円及び貸倒引当金繰入額775百万円を含んでおります。</p> <p>3 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県内</td> <td>営業店舗 (13か所)</td> <td>土地 建物 無形固定資産</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>福井県内</td> <td>遊休資産 (3か所)</td> <td>土地</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>福井県外</td> <td>営業店舗 (1か所)</td> <td>土地 建物</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>福井県外</td> <td>遊休資産 (1か所)</td> <td>土地</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(うち土地 340)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(うち建物 120)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(うち無形固定資産 3)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記資産グループについては、営業利益の継続的低下によるキャッシュ・フローの減少や地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当行は、営業店舗に関しては営業店単位(複数店が地域で一体となり営業を行っている場合は当該地域単位)を基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、本部、事務センター、寮・社宅等については複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準に準じた方法に基づき算出しております。</p>				地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	福井県内	営業店舗 (13か所)	土地 建物 無形固定資産	399	福井県内	遊休資産 (3か所)	土地	6	福井県外	営業店舗 (1か所)	土地 建物	54	福井県外	遊休資産 (1か所)	土地	3	合計			465	(うち土地 340)				(うち建物 120)				(うち無形固定資産 3)				<p>1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,441百万円及び償却債権取立益810百万円を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、貸出金償却1,233百万円を含んでおります。</p> <p>3 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県内</td> <td>営業店舗 (22か所)</td> <td>土地 建物</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>福井県内</td> <td>遊休資産 (3か所)</td> <td>土地</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>福井県外</td> <td>営業店舗 (3か所)</td> <td>土地 建物</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>1,229</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(うち土地 1,198)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(うち建物 30)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記資産グループについては、営業利益の継続的低下によるキャッシュ・フローの減少や地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当行は、営業店舗に関しては営業店単位(複数店が地域で一体となり営業を行っている場合は当該地域単位)を基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、本部、事務センター、寮・社宅等については複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準に準じた方法に基づき算出しております。</p>				地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	福井県内	営業店舗 (22か所)	土地 建物	1,150	福井県内	遊休資産 (3か所)	土地	4	福井県外	営業店舗 (3か所)	土地 建物	74	合計			1,229	(うち土地 1,198)				(うち建物 30)			
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																																				
福井県内	営業店舗 (13か所)	土地 建物 無形固定資産	399																																																																				
福井県内	遊休資産 (3か所)	土地	6																																																																				
福井県外	営業店舗 (1か所)	土地 建物	54																																																																				
福井県外	遊休資産 (1か所)	土地	3																																																																				
合計			465																																																																				
(うち土地 340)																																																																							
(うち建物 120)																																																																							
(うち無形固定資産 3)																																																																							
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																																				
福井県内	営業店舗 (22か所)	土地 建物	1,150																																																																				
福井県内	遊休資産 (3か所)	土地	4																																																																				
福井県外	営業店舗 (3か所)	土地 建物	74																																																																				
合計			1,229																																																																				
(うち土地 1,198)																																																																							
(うち建物 30)																																																																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	243,446			243,446	
合計	243,446			243,446	
自己株式					
普通株式	7	10		18	(注)
合計	7	10		18	

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	608	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月11日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	608	利益剰余金	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月8日

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	243,446			243,446	
合計	243,446			243,446	
自己株式					
普通株式	25	6,199	464	5,760	(注1、2、3)
合計	25	6,199	464	5,760	

- (注) 1 自己株式の当中間連結会計期間末株式数には、従持信託が保有する当行株式5,731千株が含まれております。
2 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り7千株及び従持信託による当行株式の取得6,192千株であります。
3 自己株式の株式数の減少は、従持信託による当行株式の持株会への譲渡461千株及びストック・オプションの権利行使請求に応じたもの3千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計 期間末残高(百 万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					9		
合計						9		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	608	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月10日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	594	利益剰余金	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月8日

- (注) 配当金の総額には、従持信託に対する配当金14百万円を含めておりません。これは従持信託が保有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">34,255百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">322百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の預け金</td> <td style="text-align: right;">237百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33,696百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	34,255百万円	定期預け金	322百万円	その他の預け金	237百万円	現金及び現金同等物	33,696百万円	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成23年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">33,517百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">322百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の預け金</td> <td style="text-align: right;">191百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33,004百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	33,517百万円	定期預け金	322百万円	その他の預け金	191百万円	現金及び現金同等物	33,004百万円
現金預け金勘定	34,255百万円																
定期預け金	322百万円																
その他の預け金	237百万円																
現金及び現金同等物	33,696百万円																
現金預け金勘定	33,517百万円																
定期預け金	322百万円																
その他の預け金	191百万円																
現金及び現金同等物	33,004百万円																

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(ア) 有形固定資産

車両であります。

(イ) 無形固定資産

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

(ア) 有形固定資産

車両であります。

(イ) 無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(ア) 借手側

該当ありません。

(イ) 貸手側

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

(ア) 借手側

該当ありません。

(イ) 貸手側

該当ありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(ア) 借手側

該当ありません。

(イ) 貸手側

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	51	65
1年超		
合計	51	65

3 転リース取引

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で(中間)連結貸借対照表に計上している額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース投資資産 その他資産	594	559
リース債務 その他負債	594	559

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	33,518	33,518	
(2) コールローン及び買入手形	71,054	71,054	
(3) 買入金銭債権	1,953	1,953	
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	237	237	
(5) 有価証券			
その他有価証券	572,363	572,363	
(6) 貸出金	1,392,411		
貸倒引当金(*1)	20,507		
	1,371,903	1,398,136	26,232
資産計	2,051,031	2,077,263	26,232
(1) 預金及び譲渡性預金	1,962,961	1,963,864	902
(2) 借入金	3,729	3,729	
(3) 社債	10,000	9,863	137
負債計	1,976,690	1,977,456	765
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	72	72	
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	
デリバティブ取引計	72	72	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。満期のある預け金は、連結決算日における残存期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

約定期間が短期間(6カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。取引金融機関から提示された価格があるものは、当該価格によっております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、将来償還及び利払が見込まれる元利金キャッシュ・フローを市場金利で割引いた現在価値をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、当該貸出を担保資産の範囲に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

上記以外の貸出金については、将来回収が見込まれる元利金キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

負債

(1) 預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 借入金

約定期間が短期間(6カ月以内)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 其他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	2,213
合 計	2,213

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について14百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	33,517	33,517	
(2) コールローン及び買入手形	33,464	33,464	
(3) 買入金銭債権	1,736	1,736	
(4) 商品有価証券 売買目的有価証券	339	339	
(5) 有価証券 その他有価証券	608,705	608,705	
(6) 貸出金 貸倒引当金(*1)	1,415,060 16,677		
	1,398,382	1,426,727	28,344
資産計	2,076,146	2,104,490	28,344
(1) 預金及び譲渡性預金	1,975,209	1,975,857	647
負債計	1,975,209	1,975,857	647
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	73	73	
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	
デリバティブ取引計	75	75	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。満期のある預け金は、中間連結決算日における残存期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

約定期間が短期間(6カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。取引金融機関から提示された価格があるものは、当該価格によっております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、将来償還及び利払が見込まれる元利金キャッシュ・フローを市場金利で割引いた現在価値をもって時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、当該貸出を担保資産の範囲に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

上記以外の貸出金については、将来回収が見込まれる元利金キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

負債

(1) 預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	2,184
合 計	2,184

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,962	5,543	2,419
	債券	414,097	408,037	6,060
	国債	217,830	214,593	3,237
	地方債	58,381	56,976	1,405
	短期社債			
	社債	137,885	136,467	1,417
	その他	17,453	17,183	269
	小計	439,513	430,764	8,749
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,912	6,852	939
	債券	94,193	95,691	1,498
	国債	55,534	56,539	1,005
	地方債	20,414	20,720	306
	短期社債			
	社債	18,245	18,430	185
	その他	34,697	35,397	700
	小計	134,803	137,941	3,138
合計		574,317	568,705	5,611

3 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、186百万円(すべて株式)であります。

当該減損処理にあたっては、連結決算日の時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率及び当該発行会社の業績推移等を考慮したうえで、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

当中間連結会計期間

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載していません。

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,487	5,068	1,418
	債券	497,067	488,480	8,587
	国債	266,818	262,344	4,474
	地方債	85,327	82,691	2,636
	短期社債			
	社債	144,921	143,444	1,476
	その他	16,346	16,064	281
	小計	519,901	509,613	10,288
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	6,642	7,963	1,321
	債券	39,203	39,590	386
	国債	25,597	25,888	291
	地方債	4,079	4,099	19
	短期社債			
	社債	9,526	9,602	75
	その他	44,694	45,790	1,095
	小計	90,540	93,344	2,803
合計		610,441	602,957	7,484

3 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、19百万円（すべて社債）であります。

当該減損処理にあたっては、中間連結決算日の時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率及び当該発行会社の業績推移等を考慮したうえで、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)
該当ありません。

- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	4,202	4,202			

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照 表計上額が取得原価を 超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	4,731	4,731			

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,611
その他有価証券	5,611
()繰延税金負債	2,044
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,566
()少数株主持分相当額	36
その他有価証券評価差額金	3,529

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,484
その他有価証券	7,484
()繰延税金負債	2,907
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,576
()少数株主持分相当額	38
その他有価証券評価差額金	4,538

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	41,089	30,313	38	38
	為替予約				
	売建	2,651		19	19
	買建	1,616		14	14
	通貨オプション				
	売建	10,946	7,512	970	135
	買建	10,946	7,512	970	268
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			72	205

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 金利先物 金利オプション その他				
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	外貨建の貸出金	498 498	498 498	(注2)
	合計				

(注) 1 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約 その他	外貨建の貸出金	57		0
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ 為替予約				
	合計				0

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ	32,393	23,517	28	28
	為替予約				
	売建	2,125	22	95	95
	買建	1,829	24	51	51
	通貨オプション				
	売建	8,773	6,117	1,011	229
	買建	8,773	6,117	1,011	348
	その他				
売建					
買建					
	合計			73	192

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 金利先物 金利オプション その他				
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	外貨建の貸出金	792 792	792 792	(注2)
	合計				

(注)1 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ 為替予約 その他	外貨建の貸出金	50		2
為替予約等の振当処理	通貨スワップ 為替予約				
	合計				2

(注)1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 10百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 221,200株
付与日	平成23年7月11日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年7月12日～平成53年7月11日
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり212円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、執行役の合議の場である経営会議などの各会議が、企業集団として経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当行グループは、銀行業務（ローン等にかかる信用保証業務やクレジットカード業務など銀行業務を補完・強化する業務を含む）を中心に、リース業務、その他当行グループ運営にかかる業務を行っており、銀行業務を中心とするこれら事業の強化を目的として、当行においては本部各グループあるいは営業店ではエリアごとに、また、連結子会社においては個々の連結子会社ごとに、それぞれの行う事業について事業計画を立案し事業活動を展開しております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社各社の行う事業を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務等の銀行業務及び信用保証業務やクレジットカード業務等の銀行業務を補完・強化する業務であり、「リース業」は、産業機械、電子計算機及び事務用機器等のリース業務であります。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	20,209	3,530	23,740	108	23,849
セグメント間の内部 経常収益	140	293	434	378	812
計	20,350	3,824	24,175	487	24,662
セグメント利益	6,057	210	6,267	238	6,505
セグメント資産	2,098,673	19,240	2,117,914	13,044	2,130,958
セグメント負債	1,999,566	16,222	2,015,789	337	2,016,126
その他の項目					
減価償却費	700	84	784	5	790
資金運用収益	16,129	236	16,365	202	16,567
資金調達費用	1,405	92	1,498	2	1,500
貸倒引当金繰入額	810	37	773	0	773
貸出金償却	835		835		835
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	300	199	500	2	502

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンピュータ関連業務、投資業を含んでおります。

4 報告セグメントの合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

（単位：百万円）

経常収益	金額
報告セグメント計	24,175
「その他」の区分の経常収益	487
セグメント間取引消去	812
中間連結損益計算書の経常収益	23,849

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	6,267
「その他」の区分の利益	238
セグメント間取引消去	4
中間連結損益計算書の経常利益	6,501

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	金額
報告セグメント計	2,117,914
「その他」の区分の資産	13,044
セグメント間取引消去	28,547
中間連結貸借対照表の資産合計	2,102,411

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

（単位：百万円）

負債	金額
報告セグメント計	2,015,789
「その他」の区分の負債	337
セグメント間取引消去	28,187
中間連結貸借対照表の負債合計	1,987,939

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	中間連結財務諸表計上額
減価償却費	784	5	34	756
資金運用収益	16,365	202	332	16,235
資金調達費用	1,498	2	292	1,208
貸倒引当金繰入額	773	0	1	775
貸出金償却	835			835
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	500	2	191	311

(注) 調整額は、セグメント間取引消去であります。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、執行役の合議の場である経営会議などの各会議が、企業集団として経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当行グループは、銀行業務（ローン等にかかる信用保証業務やクレジットカード業務など銀行業務を補完・強化する業務を含む）を中心に、リース業務、その他当行グループ運営にかかる業務を行っており、銀行業務を中心とするこれら事業の強化を目的として、当行においては本部各グループあるいは営業店ではエリアごとに、また、連結子会社においては個々の連結子会社ごとに、それぞれの行う事業について事業計画を立案し事業活動を展開しております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社各社の行う事業を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務等の銀行業務及び信用保証業務やクレジットカード業務等の銀行業務を補完・強化する業務であり、「リース業」は、産業機械、電子計算機及び事務用機器等のリース業務であります。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	22,350	3,432	25,782	111	25,894
セグメント間の内部 経常収益	144	305	449	445	894
計	22,494	3,737	26,231	557	26,788
セグメント利益	8,680	220	8,900	257	9,157
セグメント資産	2,152,804	18,518	2,171,323	13,031	2,184,354
セグメント負債	2,048,334	15,054	2,063,388	269	2,063,658
その他の項目					
減価償却費	663	74	738	5	743
資金運用収益	15,597	227	15,825	202	16,027
資金調達費用	926	80	1,006	1	1,008
貸倒引当金戻入益	1,414	49	1,463		1,463
貸出金償却	1,233		1,233		1,233
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	219	101	320		320

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンピュータ関連業務、投資業を含んでおります。

4 報告セグメントの合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	金額
報告セグメント計	26,231
「その他」の区分の経常収益	557
セグメント間取引消去	894
中間連結損益計算書の経常収益	25,894

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	8,900
「その他」の区分の利益	257
セグメント間取引消去	24
中間連結損益計算書の経常利益	9,182

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	金額
報告セグメント計	2,171,323
「その他」の区分の資産	13,031
セグメント間取引消去	27,214
中間連結貸借対照表の資産合計	2,157,139

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	金額
報告セグメント計	2,063,388
「その他」の区分の負債	269
セグメント間取引消去	26,882
中間連結貸借対照表の負債合計	2,036,775

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	中間連結財務諸表計上額
減価償却費	738	5	79	663
資金運用収益	15,825	202	316	15,711
資金調達費用	1,006	1	281	726
貸倒引当金戻入益	1,463		22	1,441
貸出金償却	1,233			1,233
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	320		69	251

(注) 調整額は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,494	3,142	3,530	3,682	23,849

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 貸出業務及び有価証券投資業務は、報告セグメント「銀行業」の内訳であり、「銀行業」のそれ以外のものは、セグメント情報「3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載の「その他」の経常収益と合算して本表の「その他」に計上しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	14,701	4,022	3,432	3,738	25,894

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 貸出業務及び有価証券投資業務は、報告セグメント「銀行業」の内訳であり、「銀行業」のそれ以外のものは、セグメント情報「3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載の「その他」の経常収益と合算して本表の「その他」に計上しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	465		465		465

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	1,229		1,229		1,229

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	409.73	445.88
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	113,890	120,364
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	14,151	14,382
うち新株予約権	百万円		9
うち少数株主持分	百万円	14,151	14,372
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	99,738	105,981
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	243,421	237,685

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	13.43	29.64
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,269	7,112
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,269	7,112
普通株式の期中平均株式数	千株	243,433	239,936
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円		29.63
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株		58
うち新株予約権	千株		58
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はございません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	33,512	33,506
コールローン	71,054	33,464
買入金銭債権	1,953	1,736
商品有価証券	237	339
金銭の信託	4,202	4,731
有価証券	1, 7, 12 574,947	1, 7, 12 611,254
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,405,346	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,427,190
外国為替	6 5,339	6 5,405
その他資産	7 7,558	7 6,546
有形固定資産	9, 10 25,047	9, 10 23,446
無形固定資産	945	853
繰延税金資産	8,882	7,691
支払承諾見返	12 12,397	12 12,373
貸倒引当金	20,083	15,708
資産の部合計	2,131,340	2,152,830
負債の部		
預金	7 1,915,549	7 1,909,082
譲渡性預金	55,045	73,068
コールマネー	-	1,149
借入金	7 3,009	7 5,481
外国為替	211	177
社債	11 22,300	11 22,300
その他負債	15,896	16,676
未払法人税等	33	49
リース債務	1,376	1,202
その他の負債	14,485	15,425
賞与引当金	180	189
役員賞与引当金	56	15
退職給付引当金	4,793	4,826
役員退職慰労引当金	292	-
睡眠預金払戻損失引当金	247	222
偶発損失引当金	412	473
再評価に係る繰延税金負債	9 4,205	9 3,962
支払承諾	12 12,397	12 12,373
負債の部合計	2,034,597	2,049,999

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	17,965	17,965
資本剰余金	2,614	2,617
資本準備金	2,614	2,614
その他資本剰余金	-	3
利益剰余金	66,949	73,496
利益準備金	17,965	17,965
その他利益剰余金	48,984	55,530
圧縮積立金	243	203
別途積立金	41,430	46,430
繰越利益剰余金	7,311	8,897
自己株式	7	1,280
株主資本合計	87,522	92,799
その他有価証券評価差額金	3,503	4,509
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	9 5,718	9 5,512
評価・換算差額等合計	9,221	10,022
新株予約権	-	9
純資産の部合計	96,743	102,831
負債及び純資産の部合計	2,131,340	2,152,830

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	19,868	21,983
資金運用収益	16,098	15,570
(うち貸出金利息)	13,145	12,269
(うち有価証券利息配当金)	2,849	3,233
役務取引等収益	2,847	2,858
その他業務収益	423	829
その他経常収益	498	¹ 2,724
経常費用	13,973	13,670
資金調達費用	1,407	926
(うち預金利息)	991	609
役務取引等費用	1,176	1,196
その他業務費用	-	37
営業経費	² 9,828	² 10,057
その他経常費用	³ 1,561	³ 1,452
経常利益	5,895	8,312
特別利益	602	-
特別損失	⁴ 472	⁴ 1,254
税引前中間純利益	6,025	7,058
法人税、住民税及び事業税	2,408	22
法人税等調整額	548	86
法人税等合計	2,957	109
中間純利益	3,067	6,949

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,965	17,965
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	17,965	17,965
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,614	2,614
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	2,614	2,614
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
自己株式の処分	-	3
当中間期変動額合計	-	3
当中間期末残高	-	3
資本剰余金合計		
当期首残高	2,614	2,614
自己株式の処分	-	3
当中間期変動額合計	-	3
当中間期末残高	2,614	2,617
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	17,965	17,965
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	17,965	17,965
その他利益剰余金		
圧縮積立金		
当期首残高	267	243
当中間期変動額		
圧縮積立金の取崩	23	39
当中間期変動額合計	23	39
当中間期末残高	243	203
別途積立金		
当期首残高	37,430	41,430
当中間期変動額		
別途積立金の積立	4,000	5,000
当中間期変動額合計	4,000	5,000
当中間期末残高	41,430	46,430

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,253	7,311
当中間期変動額		
剰余金の配当	608	608
圧縮積立金の取崩	23	39
別途積立金の積立	4,000	5,000
土地再評価差額金の取崩	66	206
中間純利益	3,067	6,949
当中間期変動額合計	1,450	1,586
当中間期末残高	4,803	8,897
利益剰余金合計		
当期首残高	61,916	66,949
当中間期変動額		
剰余金の配当	608	608
圧縮積立金の取崩	-	-
別途積立金の積立	-	-
土地再評価差額金の取崩	66	206
中間純利益	3,067	6,949
当中間期変動額合計	2,525	6,546
当中間期末残高	64,442	73,496
自己株式		
当期首残高	2	7
当中間期変動額		
自己株式の取得	3	1,376
自己株式の処分	-	103
当中間期変動額合計	3	1,273
当中間期末残高	5	1,280
株主資本合計		
当期首残高	82,493	87,522
当中間期変動額		
剰余金の配当	608	608
土地再評価差額金の取崩	66	206
中間純利益	3,067	6,949
自己株式の取得	3	1,376
自己株式の処分	-	106
当中間期変動額合計	2,522	5,277
当中間期末残高	85,016	92,799
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,447	3,503
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,045	1,006
当中間期変動額合計	2,045	1,006
当中間期末残高	6,492	4,509

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	5,795	5,718
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	66	206
当中間期変動額合計	66	206
当中間期末残高	5,729	5,512
評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,242	9,221
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,978	800
当中間期変動額合計	1,978	800
当中間期末残高	12,221	10,022
新株予約権		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	9
当中間期変動額合計	-	9
当中間期末残高	-	9
純資産合計		
当期首残高	92,736	96,743
当中間期変動額		
剰余金の配当	608	608
土地再評価差額金の取崩	66	206
中間純利益	3,067	6,949
自己株式の取得	3	1,376
自己株式の処分	-	106
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,978	810
当中間期変動額合計	4,501	6,087
当中間期末残高	97,238	102,831

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 その他 2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,199百万円（前事業年度末は23,112百万円）であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、制度等で一定の事象に基づく損失負担が定められた債権について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>
6 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建ての資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用について)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理について)

当行は、平成23年6月7日開催の取締役会において、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」という。)を導入を決議いたしました。

本プランは、「福井銀行職員持株会」(以下「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当行が信託銀行に「福井銀行職員持株会専用信託」(以下「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

当該株式の取得・処分については、当行が従持信託の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当行と従持信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、従持信託が所有する当行株式や従持信託の資産及び負債並びに収益及び費用についても中間財務諸表に含めて計上しております。なお、当中間会計期間末に従持信託が所有する当該株式数は5,731千株であります。

(役員退職慰労引当金の取崩しについて)

当行は、平成23年6月25日開催の報酬委員会において、役員退職慰労金規程の廃止及び退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、打ち切り支給分の役員退職慰労引当金312百万円を取崩し、「その他負債」に含めて表示しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>1 関係会社の株式総額 549百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,271百万円、延滞債権額は62,145百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は225百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は150百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,793百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,175百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">75,825百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">14,236百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> </table>	有価証券	75,825百万円	担保資産に対応する債務		預金	14,236百万円	借入金	3,000百万円	<p>1 関係会社の株式総額 549百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,138百万円、延滞債権額は57,240百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は263百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は188百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,830百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,910百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">90,543百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">3,284百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">4,200百万円</td> </tr> </table>	有価証券	90,543百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,284百万円	借入金	4,200百万円
有価証券	75,825百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	14,236百万円																
借入金	3,000百万円																
有価証券	90,543百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	3,284百万円																
借入金	4,200百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券71,132百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は236百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、322,414百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが310,540百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,912百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 23,044百万円</p> <p>11 社債は、永久劣後特約付社債12,300百万円及び劣後特約付社債10,000百万円であります。</p> <p>12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は8,674百万円であります。</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券71,800百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は239百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、323,725百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが312,727百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 23,373百万円</p> <p>11 社債は、永久劣後特約付社債12,300百万円及び劣後特約付社債10,000百万円であります。</p> <p>12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は7,497百万円あります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)				当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)			
<p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 570百万円 無形固定資産 122百万円</p> <p>3 「その他経常費用」には、貸出金償却810百万円及び貸倒引当金繰入額657百万円を含んでおります。</p> <p>4 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p>				<p>1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,403百万円及び償却債権取立益810百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 514百万円 無形固定資産 142百万円</p> <p>3 「その他経常費用」には、貸出金償却1,205百万円を含んでおります。</p> <p>4 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
福井県内	営業店舗 (13か所)	土地 建物 無形固定資産	399	福井県内	営業店舗 (22か所)	土地 建物	1,150
福井県内	遊休資産 (3か所)	土地	6	福井県内	遊休資産 (3か所)	土地	4
福井県外	営業店舗 (1か所)	土地 建物	54	福井県外	営業店舗 (3か所)	土地 建物	74
福井県外	遊休資産 (1か所)	土地	3	合計			1,229
			465	(うち土地			1,198)
			(うち建物 120)	(うち建物			30)
			(うち無形固定資産 3)	<p>上記資産グループについては、営業利益の継続的低下によるキャッシュ・フローの減少や地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当行は、営業店舗に関しては営業店単位(複数店が地域で一体となり営業を行っている場合は当該地域単位)を基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、本部、事務センター、寮・社宅等については複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準に準じた方法に基づき算出しております。</p>			

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	7	10		18	(注)
合計	7	10		18	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

当中間会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	25	6,199	464	5,760	(注1、2、3)
合計	25	6,199	464	5,760	

- (注) 1 自己株式の当中間会計期間末株式数には、従持信託が保有する当行株式5,731千株が含まれております。
 2 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り 7 千株及び従持信託による当行株式の取得6,192千株であります。
 3 自己株式の株式数の減少は、従持信託による当行株式の持株会への譲渡461千株及びストック・オプションの権利行使請求に応じたもの 3 千株であります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、電子計算機であります。

(イ)無形固定資産

電子計算機のソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、電子計算機であります。

(イ)無形固定資産

電子計算機のソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	187	128		58
無形固定資産	54	33		20
合計	242	162		79

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	187	147		39
無形固定資産	54	39		15
合計	242	187		55

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	44	40
1年超	34	14
合計	79	55

(注) 未経過リース料中間会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当ありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	35	24
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	35	24
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

前事業年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当ありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式は該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	549
関連会社株式	
合計	549

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式は該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	549
関連会社株式	
合計	549

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	12.60	28.96
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,067	6,949
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,067	6,949
普通株式の期中平均株式数	千株	243,433	239,936
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円		28.95
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株		58
うち新株予約権	千株		58
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第192期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	608百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月18日

株式会社福井銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 波 博 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 大 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜 田 亘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福井銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福井銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月18日

株式会社福井銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 波 博 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 大 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜 田 亘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福井銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第192期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福井銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。